

人事・労務に役立つ情報満載！

# ニュースレター by 金ちゃん先生



2  
2023

発行：トクナガ社会保険労務士事務所

〒561-0881 大阪府豊中市中桜塚 2-13-9

TEL 06-6850-8110 FAX 06-6855-3676(プリンター接続型)

URL <http://www.tokunaga-sr.com> e-mail [bpbz707@tcct.zaq.ne.jp](mailto:bpbz707@tcct.zaq.ne.jp)

発行日：2023年1月30日 発行者：特定社会保険労務士 徳永金三郎

通算161号



## 耳寄り情報

## 一金品の返還—



### 1. 金品の返還の規定

「使用者は、労働者の死亡又は退職の場合において、権利者の請求があった場合においては、7日以内に賃金を支払い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず、労働者の権利に属する金品を返還しなければならない」としています（労基法23条1項）。

そして、「賃金又は金品に関して争がある場合においては、使用者は、異議のない部分を、同項の期間中に支払い、又は返還しなければならない」としています（同条2項）。

金品の返還の規定に違反した場合は罰則あり（労基法120条）。

この規定は、労働者の足止め策防止と労働者等の生活確保の見地から、労基法24条（賃金の支払）の特例として使用者に義務付けたと解されています。



### 2. 条文の解説

#### (1) 23条1項



「退職」とは、労働者の自己都合のみでなく、契約期間の満了等による自然退職および使用者の都合による解雇等労働関係が終了した場合のすべてをいい、その原因を問いません。

請求があった場合は、労働者の権利に属するものは、物品を含め名称にかかわらず全て返還する必要があります。請求権の時効は、賃金については3年、その他の金品は2年です（労基法115条・法附則143条3項）。なお、労働者から委託を受けて管理する貯蓄金は、「労働者がその返還を請求したときは、遅滞なく、これを返還しなければならない」とされています（労基法18条5項）。

「権利者」には、一般債権者を含みません（昭22・9・13発基17号）。退職の場合は退職労働者、死亡した場合は遺産相続人を指します。例えば、退職等した労働者に担保を持たないでお金を貸していた者は、権利者に含まれません。死亡の場合、請求者が正当な相続人であることを証明しない限り返還を拒否できますが、二重払いを防ぐため、供託（民法494条）するのが確実な方法です。

「7日以内」とは、退職日や死亡した日からではなく、請求のあった日からです。賃金の請求があった場合は、就業規則等で定めた給与支給日にかかわらず7日以内に支払います（7日以内に給与支給日が到来する場合を除く）。退職手当は通常の賃金の場合と異なり、あらかじめ就業規則等で定められた支払時期に支払えば足ります（昭26・12・27基収5483号、昭63・3・14基発150号）。

**(2) 23条2項** 爭いがある場合は、異議のない部分について7日以内に支払う必要があります。例えば退職日より前に請求があった場合は、既往の労働分や就業規則等で全額支払いを定めている月額給与などで、請求時点で確定している賃金については異議がないため、7日以内に支払います。

## タクシー運転手の残業代をめぐる国際自動車事件 原告側が和解成立を発表

「東京都のタクシー会社に勤務する運転手が、歩合給から残業代相当額を引く仕組みを定めた賃金規則により実質的に残業代が支払われていないとして、未払い賃金の支払いを求めていた訴訟について、令和3年3月10日、原告側の運転手らが会見を開き、和解成立を発表した」



といった報道がありました。会見によると、原告の運転手198人の未払い分の残業代などとして、会社が総額約4億円の和解金を支払うことで合意したということです。この国際自動車事件は、数次の訴訟で係争されるという複雑な経過をたどりましたが、令和2年3月30日の最高裁判所の判断は、次のようなものでした。

そのうえで、残業代の金額を審理するため、高等裁判所に差し戻していました。

●歩合給の計算に当たり売上高等の一定割合に相当する金額から残業手当等に相当する金額を控除する旨の定めがある賃金規則に基づいてされた残業手当等の支払につき、時間外労働等に伴い発生する残業手当等の額がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給が0円となることもあるなど判示の事情の下では、これにより労働基準法37条の定める割増賃金が支払われたとはいえない。以前から、「労働基準法37条が時間外労働等について割増賃金を支払うべきことを使用者に義務付けているのは、使用者に割増賃金を支払わせることによって、時間外労働等を抑制し、もって労働時間に関する同法の規定を遵守させるとともに、労働者への補償を行おうとする趣旨によるものであると解される」とされています。また、「使用者が労働者に対して労働基準法37条の定める割増賃金を支払ったとができるか否かを判断するためには、割増賃金として支払われた金額が、通常の労働時間の賃金に相当する部分の金額を基礎として、労働基準法37条等に定められた方法により算定した割増賃金の額を下回らないか否かを検討することになるところ、その前提として、労働契約における賃金の定めにつき、通常の労働時間の賃金に当たる部分と同条の定める割増賃金に当たる部分とを判別することができる必要である」とされています。結局は、これらの趣旨や考え方方に沿って判断された結果、「労働基準法37条の定める割増賃金が支払われたとはいえない」という結論に至った。

### 金ちゃん先生の一言

『固定残業代等を設けている場合は注意が必要ですね。』



## 金ちゃん先生行状記 豊中高校同期=ミニトーク会 ワインパーティ実施

以前からこの記事に時々取り上げている「トーク会」は長引くコロナ禍の中、開催が遠ざかる傾向に有りますが、当面規模を縮小して、「ミニ」として金ちゃん先生の自宅兼事務所にある「黄門亭」にてWITHコロナ(コロナと共存)で実施して行く所存です。

丁度三井住友銀行様より有名ソムリエ田崎真也登壇オンラインイベント「ワインと楽しむ人生の楽しみ方」親睦会の提案が有り、これに乗っかって1月13日(金)というキリスト教徒にはいわくつきの日?にあえて「ミニトーク会」を実施しました。

①田崎氏推奨のワイン数本、②ナポリタン、③ワイン向けのオードブルセットを準備して同期7名でワイワイガヤガヤ大いに盛上り、カラオケ競演も実施⇒次回は夏に焼肉パーティを予定です。



▲集合写真

▲食事内容

改正予定

## 令和5年度予算政府案を閣議決定 過去最大規模 厚労省所管予算案の動向に注目

政府は、令和4年12月23日、「令和5年度予算政府案」を閣議決定しました。一般会計の総額は、「114兆3,812億円」となり、過去最大を更新しました。安全保障環境の急変に対応する防衛費の増額に加え、年金や医療など社会保障費が膨らんだことが主な要因です。なお、令和5年度予算案では、岸田政権の看板政策「人への投資」を強化し、賃上げへの好循環をつくり出することも目指しています。厚生労働省の予算案をみると、たとえば、「[賃上げ・人材活性化・労働市場強化]雇用・労働総合政策パッケージ」として、次のような予算が計上されています。

### 令和5年度厚生労働省所管予算案

#### /[「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ]について.....

##### 「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ

新しい資本主義の実現に向け、物価上昇に負けない継続的な賃上げを強力に推進するとともに、中長期の構造的な賃上げを実現するため、人材の育成・活性化と賃金上昇を伴う労働移動の円滑化の一体的な取組を推進する観点から「人への投資」の抜本強化を図る。

###### ○労働者の賃上げ支援

107億円(95億円)

- 事業場内最低賃金引上げのための業務改善を行った事業者に対する支援
- キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の待遇改善を行う企業への支援
- 同一労働同一賃金の徹底

###### ○人材の育成・活性化

1,138億円(929億円)

- 人材開発支援助成金による企業におけるデジタル人材等の育成及び事業展開等に伴う労働者のスキル習得支援(※)
- 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)による賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向の支援(※)
- 事業再構築に必要な人材の雇入れを支援する産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース(仮称))の創設(※)
- 専門実践教育訓練給付の充実及び支援の拡充(※)
- 学び直しを後押しするキャリアコンサルティング機能を拡充したキャリア形成・学び直し支援センター(仮称)の整備(※)
- 副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報の提供を行う情報提供モデル事業の創設(※)

###### ○賃金上昇を伴う労働移動の円滑化

747億円(557億円)

- 労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)による賃金上昇を伴う早期再就職の支援(※)
- 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)を活用した就職困難者の人材育成の推進(※)
- 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成(※)

➢ 受講者の特性に対応した新たな教育訓練手法のコンテスト方式による選定、開発・試行(※)

➢ ハローワークの専門窓口(人材確保対策コーナー)での就職支援の強化

➢ 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等への支援

➢ 介護の仕事の魅力発信、介護分野における外国人材の受け入れ環境整備

➢ 働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援(※)

➢ 大企業における男女間賃金格差の公表義務化を踏まえた「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進

○多様な選択を力強く支える環境整備・雇用セーフティネットの再整備  
82百万円(60百万円)、R 4補正7,276億円

➢ フリーランス・トラブル110番による相談支援の充実

➢ 雇用保険財政の安定

##### 多様な人材の活躍促進

全ての人々が意欲・能力を活かして活躍できる環境を整備するため、女性活躍推進、高齢者の就労・社会参加、就職氷河期世代の活躍支援等を図る。

###### ○女性の活躍促進

45億円(43億円)

- 個々の企業に対する女性の活躍促進のためのコンサルティング等の実施(一部※)
- 子育て中の女性の支援に取り組むNPO等へのアウトリーチ型支援の推進などマザーズハローワークにおける就職支援の強化

###### ○高齢者の就労・社会参加の促進

235億円(248億円)

- ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチングの支援
- シルバーパートナーセンターによる地域の多様な就業機会の確保及び提供

★特に、人材の育成・活性化(人材開発支援助成金による企業におけるデジタル人材等の育成及び事業展開等に伴う労働者のスキル習得支援、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)による賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向の支援など)に、多くの予算が割かれています(1,138億円)。どのような形で具体化されるのか、今後の動向に注目です。必要な情報は、お伝えしていきます。

決定済み・  
施行待ちの改正

### 運転者に係る改善基準告示を改正 拘束時間や勤務間インターバルの基準などを見直し

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)が、令和4年12月23日に改正され、令和6年4月1日から適用されることになりました。改正のポイントを確認しておきましょう。

#### 改善基準告示の改正のポイント(令和6年4月から適用)

検討段階から注目されていたのが**1日の休息期間**、すなわち**勤務間インターバル**です。これについては、タクシー・ハイヤー運転者、トラック運転者、バス運転者とともに、次のように改正されました。

**改正前** 継続8時間(勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えること)

**改正後** 継続11時間を基本として、継続9時間(勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、休息期間が継続9時間を下回らないものとすること)

次ページへ続く

## 豆知識情報

### 年少者、妊娠婦等の就業制限 ①妊娠婦等の就業制限

#### 危険有害業務の就業制限

##### a. 妊娠婦の就業制限(法64の3-I)

「使用者は、妊娠婦を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊娠婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。」とされています。

##### b. 妊娠婦以外の満18歳以上の女性の就業制限(法64の3-II、女性則3)

使用者は、妊娠婦以外の満18歳以上の女性であっても、次の「女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務」に就かせてはなりません。

★適用は少し先ですが、改善基準告示の適用を受ける運転者を使用する事業主の方は、早めに確認しておく必要があります。また、自動車運転の業務については、令和6年4月から労働基準法の時間外労働の上限（年960時間）も適用されますので注意が必要です。厚生労働省からは、この改正をわかりやすく伝えるため、運転者の種類ごとに、リーフレットなどが公表されています。ご覧になりたい場合は、気軽に声掛けください。

(右記は、トラック運転者向けのリーフレットの表紙です)



## 改正予定

## 令和5年度税制改正の大綱を閣議決定

政府は、令和4年12月23日、令和5年度税制改正の大綱を閣議決定しました。令和5年度の税制改正の項目のうち注目を集めているのは、NISAの拡充・恒久化や、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置などです。細かなところでは、納税環境整備として、「電子帳簿保存法（電子取引のデータ保存）の要件緩和」、「インボイス制度導入に係る負担軽減措置」も盛り込まれています。納税環境整備については、特に中小企業に影響する部分です。日本商工会議所の資料から、抜粋して紹介します。

### 令和5年度税制改正の大綱／納税環境整備について(日本商工会議所の資料)

**1. インボイス制度導入に係る負担軽減措置**

**①税負担の軽減**

- 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、納税額を売上税額の2割に軽減（3年間）

**②事務負担の軽減**

- 前々年の売上高が1億円以下または前年の上半期の売上高が5千万円以下の事業者における1万円未満の仕入については、インボイスの保存を不要とし、帳簿の保存のみで仕入税額控除を可能に（6年間）

**③登録申請期限の延長**

- 2023年10月の制度開始時にインボイス発行事業者となるには、原則2023年3月末までの登録申請が必要であったが、2023年4月以降でも可能に
- 2023年10月以降に登録申請をする場合、  
提出期限は登録希望日の15日前までに緩和  
(現行は1ヶ月前まで)

売上800万円(税抜)のイラスト制作事業者の場合

通常 納税額：40万円  
※簡易課税（みなし仕入率50%）を適用

経済措置 納税額：16万円  
※売上税額80万円×2割

負担軽減

インボイス要件の確認不要！

2023.10.1 2024.2.28 2024.3.17 課税期間の初日 2024.4.1

申請書提出 現行の提出期限（1ヶ月前） → 見直し後の提出期限（15日前）

申請書提出 登録

**2. 電子帳簿保存法（電子取引のデータ保存）の要件緩和**

**①システム対応が間に合わなかった事業者等への対応**

- 税務署長が認めた場合（事前申請は不要）、税務職員から提出を求められた際に送付・受領した領収書等をデータで提出できるようにしておくとともに、出力書面を保存しておけば良いこととする

**②検索機能確保要件の見直し**

- 送付・受領した領収書等をデータで提出できるようにしておくことを前提に検索機能確保要件が不要となる売上高基準を5,000万円以下に緩和する等の措置を実施

多くの中小企業が従前の保存方法で対応可能に！

③ここで紹介した内容は、令和4年12月に政府が閣議決定した時点のものです。今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更される可能性もあります。

★インボイス制度の導入、電子帳簿保存の改正については、ひとまず、軽減・緩和の措置が講じられるようです。その間に、対応できるように準備を進める必要があるでしょう。なお、注目の防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和6年以降の適切な時期から法人税・所得税に付加税が設けられる予定ですが、一定の軽減措置も講じられる模様です。今後の動向に注目です。諸改正が正式に決定しましたら、改めてお伝えします。



2/10	●1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
2/16	●2021年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告・納付開始（～3月15日）
2/28	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1月分健康保険料・厚生年金保険料の納付</li> <li>●2022年12月決算法人の確定申告と納税・2023年6月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）</li> <li>●3月・6月・9月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）</li> <li>●じん肺健康管理実施状況報告の提出</li> <li>●固定資産税（都市計画税）第4期分の納付（市区町村の指定日まで）</li> </ul>

### ◆あとがき◆

『冬来たりなば、春遠からじ！』 正月も開け正に厳寒期に差し掛かった今日この頃であります。皆さんお元気でお過ごしですか…？ 厳寒期と言っても、時々比較的暖かい日つまり10°Cを超える日もあり、「芝刈り」も出来ると気付きました…。

